平成２３年（フ）第３００号
静岡県三島市富士ビレッジ32番21号
破産者　山田　俊夫
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
滋賀県甲賀市水口町名坂1130番地―101号、開始決定時の住所滋賀県甲賀市水口町本町３丁目７番27号
破産者　辻　　昭
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２８号
大津市葛川坊村町89番地、住民票上の住所大阪市天王寺区生玉町11番29―1208号
破産者　橋本　照正
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２９号
和歌山市岩橋1690番地の60
破産者　渡上愼太郎
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３３４号
和歌山市田中町２丁目20　シェトワ城東511号室、住民票上の住所和歌山市内原871番地の６
破産者　フリースタイルこと　大城　雅之
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３３５号
和歌山市内原871番地の６
破産者　イージーカンパニーこと　大城　史絵
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３６６号
和歌山県岩出市赤垣内88番地の８
破産者　嶋津建築こと　嶋津　富次
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３８６号
和歌山市粟236番地の１　205号
破産者　インテリアユカワこと　湯川　栄治
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１８号
和歌山市向191番地
破産者　田中由香理
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２４号
和歌山市榎原112番地の27
破産者　宮本　博之
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５９号
香川県丸亀市土器町東６丁目300番地蓬莱ニューマンション805号
破産者　溝渕　裕司
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２１号
福岡県直方市大字直方373番地３
破産者　佐々木利美
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２７号
福岡県直方市新知町３番48号
破産者　山口　　伸（旧姓金川）
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第５１号
熊本県山鹿市鹿校通３丁目６―12　堺貸家１―１号室、住民票上の住所熊本県山鹿市山鹿1478番地
破産者　大林　和子
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第９６０７号
東京都青梅市河辺町４丁目14―８―101
破産者　廣瀬　吉仁
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６３２号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘４丁目８―35
破産者　金子　由香（旧姓滝本）
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６７１号
神奈川県横浜市港北区新吉田東３丁目１―14―401
破産者　藤田　園恵
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６７２号
神奈川県横浜市港北区新吉田東３丁目１―14―401
破産者　藤田　　忠
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６７３号
神奈川県横浜市港北区新吉田東３丁目１―14―401
破産者　藤田　忠正
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６７４号
神奈川県横浜市港北区日吉７丁目13―17―307
破産者　藤田　　玲
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７４２号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1941―14
破産者　加藤　幸次
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部